

山口県後期高齢者医療保険料の滞納者に対する特別療養費の支給に係る運用要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 処分基準（第3条）
- 第3章 特別療養費の支給等の手続き（第4条—第11条）
- 第4章 判定委員会（第12条—第14条）
- 第5章 雑則（第15条—第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第82条の規定に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が賦課する山口県後期高齢者医療の保険料（以下「保険料」という。）を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）政令 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）
- （2）省令 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
- （3）条例 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第33号）
- （4）原爆一般疾病医療費の支給等 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他省令第53条の2で定める医療に関する給付
- （5）マイナ保険証 法第64条第3項に定める電子資格確認等による方法で被保険者であることの確認をするもの
- （6）資格確認書 法第54条第3項及び省令第16条に定める資格確認書

第2章 処分基準

（特別療養費の支給対象の滞納被保険者）

第3条 広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることのできる被保険者を除く。以下「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に、市町が省令第53条の4に規定する保険料の納付に資する取組を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき、政令第12条の2で定める特別の事情があると認められる場合を

除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する。

2 前項の保険料の納付に資する取組を行ってもなお当該保険料を納付しない場合とは、市町が保険料滞納者に1回以上接触し、かつ省令53条の4第1項各号の取組を2以上行った上で、次の各号のいずれかに該当する当該保険料滞納者が保険料を納付しない場合をいう。

- (1) 納付相談・指導に一向に応じようとしない者
- (2) 納付相談・指導において取り決めた保険料納付方法を誠実をもって履行しようとしない者
- (3) 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れようとする者
- (4) その他悪質な滞納者と認められる者

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、政令第12条の2第5号に該当するものとみなす。

- (1) 住所地において交付される福祉医療費助成制度の受給者証を交付されていること。
- (2) 保険料の被保険者均等割が軽減されていること。
- (3) 所得区分が低所得Ⅰ又はⅡに該当すること。
- (4) 市町における収納対策を通じた保険料の分割納付をしていること。
- (5) 入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に特別療養費の支給を受けた場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められること。

第3章 特別療養費の支給等の手続き

(特別療養費支給対象予定者の広域連合への報告)

第4条 市町は、前条の基準に該当すると認めた被保険者（以下「支給対象予定者」という。）について、広域連合に対し特別療養費の支給を検討している事案に関する報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(広域連合と市町が共同して行う保険料納付の取組)

第5条 前条により市町から報告を受けた広域連合は、支給対象予定者に対し、次の各号に掲げる文書を市町を通じて送付する。この場合において、届出の期限は送付日から3週間以後の日とする。

- (1) 省令第53条の4第1項第1号に規定する納付勧奨通知（様式第2号）
- (2) 特別の事情等に関する届書兼弁明書（様式第3号。以下「届書兼弁明書」という。）

2 前項の規定による被保険者からの届書兼弁明書の提出の有無及び内容につき、市町は広域連合に報告するものとする。

3 第1項の規定により、被保険者から届書兼弁明書の提出があり、その内容に正当な理

由があると認められる場合においては、広域連合は特別療養費の支給を行わないものとする。

4 第1項の規定による届書兼弁明書の提出がない場合においては、広域連合は第1項各号に掲げる文書を市町を通じて、被保険者に再度送付する。この場合において、届出の期限は送付日から3週間以後の日とする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により再度送付された届書兼弁明書について準用する。

(弁明の機会の付与)

第6条 前条第4項の再度送付によってもなお、被保険者からの回答がない場合又は前条第3項又は第5項の回答に正当な理由があると認められない場合においては、広域連合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条及び第30条に規定する弁明の機会の付与を行うため次の各号に掲げる文書を送付するものとする。この場合において、第3号の届書兼弁明書の提出期限は送付日から4週間以後の日とする。

(1) 特別療養費の支給予定のお知らせ

(イ) マイナ保険証を所持している場合 特別療養費の支給予定のお知らせ（様式第4号）

(ロ) 資格確認書を所持している場合 後期高齢者医療資格確認書の返還及び特別療養費の支給予定のお知らせ（様式第4号の2）

(2) 後期高齢者医療弁明の機会の付与通知書（様式第5号）

(3) 届書兼弁明書

2 前項の規定による被保険者からの届書兼弁明書の提出の有無及び内容につき、市町は広域連合に報告するものとする。

(特別療養費の支給対象者の決定)

第7条 広域連合は、前条第2項の報告が市町からあったときは、その内容に正当な理由があると認める場合を除き、第12条に定める判定委員会に諮るものとする。

2 広域連合は、前項に対する答申を受けたときは遅滞なく、処分の内容を決定するものとする。

(特別療養費の支給の事前通知)

第8条 広域連合は、前条第2項の規定により特別療養費の支給の決定をしたときは、省令第54条の3に基づく後期高齢者医療特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第6号）を支給対象者に送付するものとする。

(資格確認書の返還等)

第9条 第7条第2項の規定により特別療養費の支給の決定をした場合において、特別療養費の支給日後に期限が設定されている資格確認書を当該支給対象者が所持する場合においては、広域連合は省令第54条の2第1項及び第2項に基づき、前条の事前通知書と併せて後期高齢者医療資格確認書の返還通知書（様式第7号）により資格確認

書の返還を求めるものとする。

- 2 広域連合は、当該支給対象者から前項の規定による資格確認書の返還がなかった場合においては、省令第54条の2第3項が適用できる場合に返還されたものとみなす。
- 3 第1項の規定により資格確認書が返還されたときは、当該支給対象者に対し、省令第54条の2第4項による資格確認書（特別療養）を交付するものとする。なお、当該返還が第7条第1項で決定した特別療養費の支給開始以前になされた場合においては、支給開始予定日前日までを期限とする資格確認書を併せて交付しなければならない。
- 4 支給対象者が返還期限までに第1項の求めに対し資格確認書の返還をしなかったことにより、前条で通知した特別療養費支給予定開始年月日までに資格確認書（特別療養）を交付できなかった場合においても、当該支給対象者に資格確認書（特別療養）が交付された場合においては、当該予定日から特別療養費の支給対象となっていたものとみなす。

（継続交付）

第10条 広域連合は、特別療養費の支給対象者が有効期限の経過後も保険料の納期限から1年を経過後の保険料を滞納しているときは、引き続き特別療養費の支給を行うことができるものとする。

- 2 広域連合は、特別療養費の支給対象者が山口県内で転居したときは、引き続き特別療養費の支給ができるものとする。
- 3 広域連合は、特別療養費の支給対象者が山口県後期高齢者医療の被保険者である資格を喪失した後、再度山口県後期高齢者医療に加入した場合において、喪失前の資格により納付すべき保険料の納期限から1年を経過した後の保険料を滞納しているとき（政令第12条の2又は省令第53条の2に該当するときを除く。）は、引き続き特別療養費の支給ができるものとする。

（特別療養費の支給の解除）

第11条 広域連合は、支給対象者において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該被保険者に対し、特別療養費の支給に代えて、療養の給付を行うことができる。

- （1）滞納している保険料を完納した場合
- （2）滞納している保険料が著しく減少した場合
- （3）当該世帯に属する被保険者が、新たに原爆一般疾病医療費の支給等を受けることとなった場合
- （4）災害その他政令第12条の2各号に掲げる特別の事情に該当する場合

第4章 判定委員会

（設置）

第12条 支給対象予定者への法第82条の特別療養費の支給の要否につき審査を行うため、広域連合に判定委員会を置く。

(組織)

第13条 判定委員会は、委員5人をもって組織し、その構成は別表第1のとおりとする。
なお、市町において後期高齢者医療主管課長が収納主管課長を兼務している場合には、判定委員会は4人をもって組織する。

2 判定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長、副委員長は事務局次長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

3 判定委員会は、特別療養費の支給開始月の1か月前までに委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(判定委員会の運営)

第14条 委員会の庶務は、山口県後期高齢者医療広域連合事務局業務課及び各市町後期高齢者医療収納担当課において処理する。

第5章 雑則

(被保険者等に関する調査)

第15条 広域連合は、保険料に関して必要があると認めるときは、法第137条第1項の規定に基づき、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市町は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、法第137条第2項の規定に基づき、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(添付書類の省略等)

第16条 広域連合は、省令第78条第1項に基づき、この要綱の規定による届出に関し作成する届書に添付し、又は提示しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略させることができる。

2 省令第78条第2項に基づき、この要綱の規定による届書に証明書を添付しなければならない場合であっても、当該届書に相当の記載を受けたときは、証明書の添付を要しないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の施行日から令和7年7月31日までの間に第7条で決定された特別療養費の支給対象者が、有効な被保険者証を所持している場合においては、第9条の規定を準用する。この場合において、第9条及び様式第7号中「資格確認書」とあるところを「被保険者証」と読み替えるものとする。ただし、「資格確認書（特別療養）」及び「支給開始予定日前日までを期限とする資格確認書」とあるところを除く。

別表第1

所属	委員
山口県後期高齢者医療広域連合	事務局長
	事務局次長
	業務課長
第4条で報告した市町	後期高齢者医療主管課長
	収納主管課長